一般事業主行動計画策定届

令和 8 年 10 月 23 日

茨城労働局長 殿

- **法人番号**：　1010401023184
- **事業主の住所**：東京都港区新橋 6 丁目 20 番 11 号　新橋 IK ビル 5F
- **名称**：　日本馬匹輸送自動車株式会社
- **代表者の氏名**：代表取締役社長　髙野　稔
- **電話番号**：　03-3437-1681

次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項及び女性活躍推進法第 8 条第 1 項（第 12 条）の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定しましたので届け出ます。

記

１．常時雇用する労働者の数

102 名

２．計画期間

2026 年 11 月 1 日 ～ 2029 年 10 月 31 日（3 年間）

３．当社の現状と課題

1. 女性労働者の割合が全体で約 3.9%（全社 102 名中 4 名）と低く、馬運車ドライバー（約 70 名）における女性は 1 名にとどまっている。
2. 生体（競走馬）輸送の特性上、発走・検疫スケジュールに伴う不可避な待機が発生するため、健康管理と適正ローテーションの維持が必須である。
3. 無給設定の看護・両立支援休暇制度に加え、給与が満額支給される会社独自の特別休暇「調整休暇・産前産後（出産当事者）・配偶者の出産」が存在する。乗務員の超勤割増賃金による収入確保ニーズにも配慮し、一律の時短勤務等ではなく、有給調整休暇等の活用と運行管理体制の最適化による両立支援が実効的である。

４．計画の内容（目標および取組内容）

【女性活躍推進法に基づく目標・取組】

目標１

計画期間内に、女性労働者（ドライバー・事務職等）を新たに 2 名以上 採用する。

- **取組内容と実施時期：**
 - **2026 年 11 月～**： Web サイトや求人媒体等で、女性ドライバー等の活躍事例や求人情報を発信する。
 - **2027 年 02 月～**： 女性が就労しやすいよう、車両設備や美浦営業所等の執務・休憩環境の点検・改修を検討する。
 - **2027 年 08 月～**： 面接官に対し、性別にとらわれない公正な採用選考の徹底を図る。

【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に共通する目標・取組】

目標２（労働時間の改善・健康管理）

全従業員の年次有給休暇および有給『調整休暇』を合わせた平均取得日数を年 12 日以上とし、全労働者の月平均時間外労働を改善基準告示の上限（年 960 時間＝月 80 時間以内）に厳格に収めるとともに、事務職・整備職の月平均時間外労働を 20 時間未満 とする。

- **取組内容と実施時期：**
 - **2026 年 12 月～：** 運行ログを分析し、特定のドライバーに負担が偏らない乗務ローテーションおよびツーマン運行体制を維持する。
 - **2027 年 04 月～：** 点互（点呼）時の体調確認と勤務間インターバルの確保を徹底する。

目標３（両立支援・環境整備）

有給の調整休暇（年 30 日）や年休の活用を促進し、育児・看護・家族対応と仕事の両立を支援する。

- **取組内容と実施時期：**
 - **2026 年 11 月～：** 無給の看護・両立支援休暇の規定を周知しつつ、減収なく安心して休める有給「調整休暇（年 30 日）」および年休の積極取得を社内に周知する。
 - **2027 年 04 月～：** 長距離運行特性と収入確保に配慮し、交代要員の確保等により急な家庭対応時の相互バックアップ体制を整える。

目標４（育児休業等の取得促進）

計画期間内において、育児休業等の取得状況を以下のとおり設定・推進する。

- **男性社員の育児休業等取得率：10%以上**
- **女性社員の育児休業等取得率：95%以上**
- **取組内容と実施時期：**
 - **2026 年 11 月～：** 全社に向けて育児休業制度および両立支援制度の周知を行う。
 - **2027 年 01 月～：** 対象社員が発生した際、制度利用や業務調整に関する面談を実施し、取得しやすい環境を整備する。

５．行動計画の公表および労働者への周知方法

- **公表方法：** 自社 Web サイト等への掲載
- **周知方法：** 事業所内 WEB 掲示板への掲示、社内通知